

飯 田 市 緑 の 基 本 計 画

平成 19 年 10 月 1 日公表
平成 20 年 1 月 1 日発効
(令和 8 年 10 月 23 日変更)

飯 田 市

緑の基本計画 目次

第1編 緑の基本計画に関する基本的事項**第1章 目的等** p. 1

1. 目的
2. 計画の役割分担と位置づけ
3. 計画策定の方針
4. 用語の定義

第2章 緑の育成に関する基本指針 p. 2

1. 社会共通の資産
2. 多様性の発揮
3. 地域の活性化
4. 自然と文化
5. 新たな緑の育成

第3章 緑の機能と特性・個性 p. 2

1. 緑の機能
2. 市域の緑の特性
3. 類型ごとの緑の特性と目標

第4章 多様な主体の役割 p. 4

1. 市民
2. 土地所有者
3. 事業者
4. 設計者・施工者等
5. 地域
6. 市

第5章 施策の推進に関する基本方針 p. 5**第1節 個性を生かした緑の育成** p. 5

1. 地域主体の緑の育成と持続性
2. 活動団体の育成と支援
3. 情報の開示と一体的な取組
4. 地域の特性・個性に応じた規制・誘導

第2節 特性を生かした緑の育成 p. 7

1. 総合的な土地利用計画との調和
2. 緑と水辺の整備・保全
3. 身近な緑の創出
4. 中心市街地の緑の育成

第3節 公共事業 p. 9**第4節 広域的な緑の育成** p. 9**第2編 緑の育成に関する事項****第1章 飯田市緑の基本計画（法定事項）** p. 10**第1節 緑地の保全及び緑化の目標** p. 10**第2節 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項** p. 10

1. 都市公園
2. 都市公園以外の広場、緑地等における整備
3. 都市公園等の一覧
飯田都市計画 都市公園一覧
飯田市所管広場、緑地等一覧（都市公園を除く）
4. 一般事項
5. 緑地保全配慮地区
6. 緑化地域
7. 緑化推進重点地区
8. 市民緑地

第2章 その他の緑の育成の施策 p. 20

第1節 緑の育成 p. 20

1. 良好な緑の育成に関する方針
2. 緑地保全配慮地区
3. 緑化推進重点地区
4. 屋外広告物法に基づく規制・誘導

第2節 その他の緑の育成 p. 21

1. 農用地等の緑の保全
2. 森林の緑
3. 自然環境の保全地域等の緑
4. 水面、河川、水路の緑

第3章 都市計画区域外における緑の育成 p. 23

1. 準緑地保全配慮地区
2. 準緑化推進重点地区
3. 市民緑地

第3編 緑の育成の方策 p. 24

1. 地域の活動主体の支援
2. 情報の開示と一体的な取組
3. 希少植物の群生調査と指定
4. 市民参加
5. 普及・啓発
6. 専門家の活用と人材の育成
7. 土地利用計画審議会
8. 緑の育成のための総合的な制度の運用

第4編 地域緑の計画 p. 27

第1章 松尾地区 p. 27

飯田市緑の基本計画 変更の経過

変更箇所	施行日
第4編 地域緑の計画 第1章 松尾地区	平成24年6月11日
第1編 緑の基本計画に関する基本的事項 第3章 緑の機能と特性・個性 3. 類型ごとの緑の特性と目標 第5章 施策の推進に関する基本方針 第2節 特性を生かした緑の育成 2. 緑と水辺の整備・保全 第4節 広域的な緑の育成	平成25年7月1日
第1編 緑の基本計画に関する基本的事項 第3章 緑の機能と特性・個性 2. 市域の緑の特性 第5章 施策の推進に関する基本方針 第2節 特性を生かした緑の育成 2. 緑と水辺の整備・保全 4. 中心市街地の緑の育成 第2編 緑の育成に関する事項 第1章 飯田市緑の基本計画（法定事項） 第1節 緑地の保全及び緑化の目標 第2節 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項	平成26年5月26日
第2編 緑の育成に関する事項 第1章 飯田市緑の基本計画 第2節 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項	令和8年10月23日

第1編 緑の基本計画に関する基本的事項

第1章 目的等

1. 目的

美しく豊かな私たちの緑は、先人たちにより営々と育まれてきたものであり、現在及び将来この郷に暮らす人々の心豊かな生活を実現するため、その整備と保全を積極的に図り、次世代へと引き継ぐことを目的として本計画を定めます。

2. 計画の役割分担と位置づけ

この計画は、飯田市第5次基本構想・基本計画、国土利用計画第2次飯田市計画に基づき緑地の保全と緑化の推進に関する部門を総合的に担当する計画です。また、飯田市土地利用基本方針に調和して、景観法による景観計画及び都市計画、農業振興地域整備計画、森林整備計画その他の計画等との役割分担に基づき、主に緑地の保全と緑化の推進に関する事項を定め、景観計画と一体として計画を定めます。

3. 計画策定の方針

都市緑地法（以下「法」という。）の規定による法定事項のほか、都市計画区域※外の緑地、森林等の自然的環境及び農用地等の緑地その他の緑に関する事項を総合的、一体的に定めることとします。そのため、この基本計画は、公園、緑地のほか、森林、農用地等、河川、水面、道路及び公共施設や、市民、企業などの民有地を含めます。計画の策定に関しては、市民の意見を反映し、市民との協働により緑の保全と創出のまちづくりを行なうための緑の総合的な計画とします。

※ 「都市計画区域」とは：一体の都市として捉え、道路・駐車場・公園・緑地・上下水道などの都市施設の整備、市街地開発事業等を推進し、都市環境の保全に配慮した土地利用の規制・誘導を行い、総合的に整備、開発及び保全を図る区域です。

4. 用語の定義

（1）緑の育成

緑の育成とは、自然的緑地、都市の緑地、農用地等の緑地及びその他の緑を保全し、創出し、及びこれらを誇りと愛着をもって育むことをいいます。

（2）緑又は緑地

緑又は緑地とは、法に規定する緑地※をいうほか、都市計画区域外の緑地及び森林の緑地、農用地等の緑地、河川、水辺の緑地、公園、街路樹の緑地その他の緑地をいいます。

※ 法第3条に規定する「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいいます。

第2章 緑の育成に関する基本指針（飯田市緑の育成条例第3条関係）

1. 社会共通の資産

私たちの美しく豊かな緑は、潤いのある心豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることから、私たちの共通の資産として誇りと愛着をもって育み、次世代に引き継ぐものとします。

2. 多様性の発揮

私たちの美しく豊かな緑は、地域の自然、歴史、文化等と人々の日々の営みとの調和によって育まれたものであり、その優れた点は多様性にあることから、地域の特性及び個性に配慮し、地域の意向を踏まえ、多様な主体の参加によって緑の育成に取り組みます。

3. 地域の活性化

私たちの美しく豊かな緑は、観光その他の地域間交流の促進に大きな役割を担うことから、地域の活性化に資するよう、住む人、訪れる人、その他この郷に関わるすべての人々が一体となった緑の育成に取り組みます。

4. 自然と文化

私たちの美しく豊かな緑は、私たちの自然、歴史、文化等に根ざした日々の生活や経済活動等により育まれてきたものであることから、適正な土地利用計画に即して、自然的特性の保全と文化的個性の継承を図ります。

5. 新たな緑の育成

緑の育成は、現にある緑を保全することのみならず、地域の特性と個性に応じた新たな緑を創出することを含むものであることから、地域の魅力をさらに高めるために、地域が一体となって取り組みます。

第3章 緑の機能と特性・個性

1. 緑の機能

緑は、次のように多様な機能を有しています。

（1）都市環境の改善

緑は、都市部の気温がその周辺に比べて異常な高温を示す現象であるヒートアイランド現象を抑制し、雨水を保水するなど気候や水循環を調整、制御しています。また、緑は、光合成によって酸素を供給し、空気中の浮遊物質を付着・吸着する大気浄化や周辺の騒音、振動を防止します。さらに風の道や都市空間に木陰をつくり人々の憩いの場となります。

（2）生物の生息、生育の環境保持

緑は、多様な生態系を支える基盤であり、まとまった緑地、河川、水辺、自然環境に配慮した公園が適正に配置され、整備することにより生物多様性の確保につながります。また民家の緑地もその環境保持の機能を有しています。

（3）レクリエーション機能

緑は、人に精神的な豊かさや満足感を与え、ストレスや疲れを癒す絶大な効果を発揮します。また健康や休養、体力づくりとしての公園、森林、市民農園*などは、余暇や行事の機会に楽しみ、気晴らしなどの活動の場であり、鋭気を養い、リフレッシュするための機能を有していま

す。

※ 「市民農園」とは：市民や都市の住民が自家用野菜や花の生産、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用する農園をいいます。市民農園は、自治体、農業協同組合、農地を所有する農家などが開設できます。（農水省 HP）

（４）災害の防止、避難地

緑は、都市の安全性を向上させ、保安林などによる土砂流出の抑制や崩落防止のほか、強風から守る防風機能などを有しています。また、災害時の避難地、避難路、延焼防止や防火性の向上、救援・復旧の拠点などの機能を有しています。

（５）美しい風景や景観を形成

ふるさとの風景は、自然の景色そのものであり、緑の多い山や川などは、日本の美しさの原点です。また、景観は人工的なものや人間の手が加わった景色であり、棚田、里山や丘などの緑は美しい田園景観を創り出し、街路樹や並木などの緑は、表情豊かな都市のイメージをつくります。このため、緑は、まちの個性や文化を印象づける重要な要素となっています。

（６）歴史・風土を継承

都市の歴史は、人と自然環境が織り成す風土によって形成されています。このため緑は、歴史的建造物と一体となって歴史的価値の高い趣のある都市をつくっています。このため、名木・古木のように存在感のある緑は、長い時間をかけて地域に愛され、育まれ地域の歴史や風土とともに受け継がれています。

２．市域の緑の特性

（１）自然

東に赤石山脈と伊那山脈、西に木曾山脈がそびえ、山々に抱かれた雄大な自然とこれらに連なる豊かな森林を擁し、その中央を北から南に流れる天竜川、これに流れ込む松川、遠山川をはじめとした天竜川水系など優れた自然環境が広がっています。断層や河川などによって創り出された特有の複合段丘、扇状地や溪谷などが織り成す立体的な自然景観は、他地域に類を見ない特徴となっており、変化に富んだ多様な緑地群を構成しています。

（２）経済・社会

古来はその多様な地形を利用した馬の産地として栄え、江戸中期からは稲作と段丘を利用した養蚕や豊かな森林資源から得る林業で栄えたこの地域も経済構造の変化に伴い、近年は豊かな自然環境を利用した特色ある産業や自然の特徴を活かした観光振興が盛んとなるなどその景観は時代とともに変化しつつも、今なお美しい集落・田園の緑が広がっています。

（３）歴史・文化

飯田古墳群や伊那郡衙と推定される恒川遺跡群、城跡、寺社仏閣といった歴史的建造物のほか、神々の里「遠山郷」の霜月祭り、江戸期から伝わる黒田人形、今田人形をはじめとして、古来より複雑な地形が育んだ地域固有の文化と風情が今に継承され、これらが豊かな自然と調和し、美しい文化的景観※が形成されています。

※ 「文化的景観」とは：棚田、里山や農山村集落など地域における人々の生活又は生業及び地域の風土により形成された景観地をいいます。

３．類型ごとの緑の特性と目標

リニア駅周辺区域は新しい類型になると考えられるため、区域等考慮する中で検討していきます。

（１）中心市街地

この地域は、古くから市域の中心として栄え、「小京都」とも称された美しい城下町が築かれ

た歴史ある都市です。

中心都市としての都市機能を集積し、緑化の推進と歴史的な資産を活かして、背景の風越山をはじめとした美しい自然と調和した都市を目指します。

（２）沿道地域

主要な幹線道路の沿線であるこの地域は、多種多様な企業が進出するなど開発動向が最も大きく、一部の地域では周辺景観との調和が保たれず地域性を有しない沿道景観となっています。

適正な土地利用計画と相互の理解に基づき、緑化の推進を図り、沿道地域とそこから広がる緑豊かな田園との調和を目指します。

（３）周辺市街地

中心市街地周辺のこの地域は、主に住宅地としての土地利用がなされ、人口集中地域としての景観が形成されています。

地域内や住宅地内の緑を増やすなど緑化を推進し、潤いのある住環境を目指します。また、段丘の緑を保全し、天竜川、松川、野底川その他の水辺と散在する農地の緑とが調和した豊かな生活環境を目指します。

（４）都市の田園

新興住宅地と優良な農地が混在するこの地域は、経済の発展に伴う開発動向の大きい地域で、都市と田園の緑や自然的緑が複雑に入り組んだ景観を形成しています。

適正な土地利用の制限等の活用により、田園の緑と自然的緑を保全し、緑豊かな都市・田園を目指します。

（５）田園地域

昔ながらの集落と先人が営々と育てきた美しい田園を有するこの地域は、豊かな田園の緑と周囲の里山の緑が調和した個性的で豊かな緑の風景を有しています。

心の豊かさを与えてくれるふるさとの田園と里山の緑として保全し、継承します。

（６）山地・高原

緑豊かな自然環境を有するこの地域は、私たち動植物の命の源であるほか、特徴ある山並みと四季折々のみごとな自然景観が形成されています。

日本を代表する美しい山並みの緑は、私たちの誇りとして保全します。

第４章 多様な主体の役割

緑の育成には、緑の機能を享受する者と行為を行う者との相互の理解と尊重が不可欠であることから、景観法に規定する責務のほか、それぞれに応じた役割を分担し緑の育成に取り組みます。

１．市民

自らが緑の育成の主体であることを認識し、地域で取り組む緑の育成に積極的に参加します。

２．土地所有者

緑の環境が社会共通の資産であることを認識し、自らの土地利用について緑の配植及び周辺景観との調和に努めます。

３．事業者

緑の環境に影響を与える行為を行うにあたっては、地域住民その他の関係者に対して情報の提

供を行うよう努めるとともに、地域住民その他の関係者と一体となって緑の育成に努めます。

4. 設計者・施工者等

自らの業務が緑の環境に深い影響を持つものであることを認識し、緑に影響を与える行為を行うにあたっては、地域住民その他の関係者と一体となって緑の育成に努めます。

5. 地域

市民をはじめとする多様な主体の参加により、緑の育成の中心的役割を担い、特性や個性に配慮した緑の育成に取り組みます。

6. 市

緑の育成に関する総合的な施策を市民の参加を得て策定し、地域住民をはじめ多様な主体の参加による緑の育成及び動植物の保護に取り組みます。

第5章 施策の推進に関する基本方針（飯田市緑の育成条例第3条関係）

第1節 個性を生かした緑の育成

1. 地域主体の緑の育成と持続性

（1）地域主体

多様性を尊重した緑の育成を進めるため、地域が主体となった緑の育成に取り組みます。

（2）持続性

緑の育成は、地域に関わる人々のたゆまぬ努力が不可欠なことから、多様な主体の参加を得て、まちづくり委員会等が主体となって緑の育成に取り組みます。

（3）市民緑地と管理協定

緑地保全配慮地区、その他の緑地については、その必要に応じて市民緑地として指定し、市民に開放するとともに、可能なものにあつては、市民参加による緑地の管理を進めます。

（4）地域緑の計画

地域の良好な生活環境を確保しみんなで守り共有するため、地域住民の参加によって地域緑の計画を策定します。

各地域（全20地区）単位で定める地域緑の計画の策定にあたっては、地域土地利用方針と調和して、それぞれの地域が特性をいかし、個性を発揮できるようにします。また、地域の宝を掘り起こし、魅力ある地域づくりにつながるようにします。

その策定に際して市は、地域土地利用方針と同様に地域への支援を行います。

（5）地域景観協議会

地域緑の計画の策定及び緑の育成にあたっては、その必要に応じて、地域住民をはじめ多様な主体の参加による地域景観協議会を組織します。

2. 活動団体の育成と支援

（1）住民協定

地域の特性に応じたきめ細かな緑の育成を進めるためには、地域の緑に関する協定を締結することが最も有効な手段です。そのため、景観育成住民協定などの締結と緑の育成に関する自主的な活動を支援します。

(2) 景観育成推進地区

景観に関する緩やかな協定に相当する申し合わせ事項を有する地区を景観育成推進地区として指定し、地区の緑の育成を支援します。

(3) 団体の育成

緑の育成に寄与する景観整備機構、緑地管理機構、住民協定団体、緑の育成を目的としたNPOその他緑の育成を行う団体の育成をします。

(4) 認定団体

緑の育成に貢献するあらゆる活動団体を景観育成団体として認定し、その活動を支援します。また、各認定団体の情報交換の場を設け、緑の育成の輪を拡げます。

3. 情報の開示と一体的な取組

(1) 届出行為の概要開示

私たちの緑の環境は、私たち共通の資産であり、関係する人々の一体的な緑の育成が不可欠なことから、届出行為に係る行為の概要を開示します。

(2) 認定団体の情報開示

緑の育成は、これを進めるあらゆる団体等のネットワークが有効な役割を担うことから、認定団体の情報を開示します。

(3) 緑の資産等の情報開示

景観重要樹木、景観資産その他の緑の育成に重要な役割を担う緑地を指定し、景観資産等の情報とともに台帳を整備し、情報を開示します。

(4) 連絡会

人材のネットワークを構築し、情報を共有化するため、必要に応じて景観育成団体による連絡会を組織します。

(5) 市民参加

緑の育成には多様な主体の参加と一体的な取り組みが不可欠なことから、緑の基本計画の策定及びその施行にあたっては、積極的な市民参加を推進します。

4. 地域の特性・個性に応じた規制・誘導

(1) 緑地協定等

緑地協定、景観協定及び景観育成住民協定の締結を積極的に進め、地域固有の特性や個性に応じたきめ細かな緑に関するルールを定め、緑の育成を進めます。

(2) 景観育成推進地区

緑の保全や創出に関する申し合わせ事項を有する地区を景観育成推進地区として指定し、緩やかな誘導を支援します。

(3) 総合的な規制誘導

地域の特色ある緑を育成するため、必要に応じて、地区計画等や緑化地域などの都市計画の手法及び緑地保全配慮地区、緑化推進重点地区、景観計画その他の手法を総合的に組み合わせた緑の育成に取り組みます。

第2節 特性を生かした緑の育成

1. 総合的な土地利用計画との調和

(1) 総合的な土地利用計画

緑の育成は、国の計画及び環境基本計画、飯田市環境基本計画との調和を保ち、飯田市基本構想・基本計画、国土利用計画飯田市計画及び飯田市土地利用基本方針に即して行うほか、飯田都市計画、飯田農業振興地域整備計画、飯田市森林整備計画、飯田市景観計画、自然公園法に規定する公園計画その他の計画との適正な役割分担に基づき行います。

(2) 土地の有効利用

土地は、人々をはじめ、あらゆる動植物の活動の基盤であるにもかかわらず、その利用の放棄が危ぶまれます。緑の育成に阻害要因となるこれらの土地を有効に利用するための方策を他の施策と一体的に推進します。

2. 緑と水辺の整備・保全

(1) 森林

私たちの豊かな緑を構成する最大の要素は、森林であるといえます。この森林は、森林資源の産出の場であるとともに、災害の防止、水源の涵養、空気の浄化をはじめとした環境の保全、更には、心の豊かさや満足感、健康や癒しの場など私たちや動植物が生きていくうえで欠くことのできない生命の源です。

森林が担う公益的機能の増進と良好な生活環境のため、飯田市森林整備計画との適正な役割分担に基づきその整備、保全に取り組み、私たちの重要な緑の資産として継承します。

(2) 段丘の緑・寺社林等

段丘の緑地帯は、当地域の景観の特徴であり、市街地に残されたわずかな緑です。また、寺社林等は古くから地域の人々に愛着をもって育まれてきた地域景観の象徴です。

したがって、これらの緑については、土地所有者との協議に基づき、緑地保全配慮地区又は準緑地保全配慮地区の指定や、森林法、景観法又は飯田市景観条例等の手法により保全します。なお、飯田市森林整備計画の区域にある段丘の緑地帯等は、景観及び保健機能の森林として、保安林の指定を目指します。

(3) 水辺の保全と開放

天竜川とこれに流れ込む天竜川水系の河川は、古くから人々の生活になくてはならない水辺として親しまれてきました。

これらを管理する国や県などの機関との協議に基づき、必要なものについて市民緑地として整備し、保全します。

(4) 希少動植物の保全等

ザゼンソウ、カタクリ、ハナノ木などの希少植物の群生地、ギフチョウやオオムラサキの生息地等を保全・保護するため、所有者の同意を得て、周辺地域を飯田市環境保全条例に基づく自然環境保全地区、保安林又は緑地保全配慮地区若しくは準緑地保全配慮地区として指定します。

(5) 大平の里

大平の里は、関係者の努力により江戸・明治時代の風情が現在に残された貴重な歴史的財産です。また、周辺の緑地は市民に親しまれる緑地となっています。

関係者との協議のうえ、周辺の緑地を保全するための制度を総合的に整備します。

（６）水循環の保全

水の循環は、自然の働きや先人の努力で長い時間をかけて守られてきました。私たちはこの命をつなぐ水という大切な財産を次世代に引き継いでいく責務を負っています。

今後もその環境を持続させていくため、保安林の指定や飯田市森林整備計画に基づく維持管理など、水資源の枯渇を防止し、水源地やその周辺での開発等を抑制するための措置を講じるなどの対策に努めます。

３．身近な緑の創出

（１）地域の緑化の推進

緑が不足している地区について、地域住民の協力を得て、緑化推進重点地区又は準緑化推進重点地区などに指定し、地域の緑化を推進します。

（２）地域の花・木

地域ごとに地域の花・木を決めるなど、住民の協力により緑化を進め、個性のある地域の緑の育成を推進します。

（３）郷土色の創出

植栽にあたっては、飯田市の植生に配慮し、郷土色の創出に努めます。

４．中心市街地の緑の育成

市街地は、昭和 22 年の大火によりその大半を焼失しましたが、寺社林など当時の遺産も数多く残されています。また、その後の整備と人々の努力により、裏界線をはじめ、りんご並木や大宮の桜並木は飯田の象徴となっています。

関係者との協議のうえ、次のとおり緑の育成を進めます。

（１）緑のネットワーク（大宮桜並木～中央公園～りんご並木～扇町公園）

りんご並木と大宮の桜並木は市の景観を代表する緑です。大火の教訓から防火帯として整備され、四季を感じさせる緑として市民に親しまれています。並木と交差する中央公園も、防火帯及び避難地としての機能を持つとともに、市民の憩いの場として様々なイベント等に利用されています。並木の終端にあたる扇町公園は、併設した動物園が、近年の改修により多くの親子連れで賑わいを見せています。引き続き将来に向けた機能の充実や利活用を図り、一体的な緑のネットワークとしての形成に努めます。

（２）寺社林

中心市街地には、城下町の時代に形成された寺社が多数存在し、その風情豊かな緑の景観が中心市街地の象徴ともなっていることから、関係者の協力を得て、その保全に努めます。

（３）街路樹

街路樹は、一定程度整備されていますが電線や歩道の幅員の問題から、木陰を有する豊かな街路樹とはなっていません。

景観法の特例により、その必要に応じて電線の地中化を進め、併せて街路樹の整備を進めることにより、緑陰道路の整備を進めます。

（４）ポケットパーク

市街地には、寺社林が数多く点在するものの、木陰を有する街路は多いとはいえません。必要に応じて、裏界線※と一体となったポケットパーク※を整備し、歩いて楽しい、木陰のある市街地の整備を進めます。

※ 「裏界線（りかいせん）」とは：大火後に各戸の裏側（街区内の中央）に消火や避難用通路として確保した幅

員2mほどの飯田市特有の避難路です。

※ 「ポケットパーク」とは：道路沿いや街区内の空地などを利用した小さな公園や休憩場所です。

第3節 公共事業

(1) 役割

公共事業は、景観への影響が大きいことから、その事業の実施にあたっては、緑の育成の先駆的役割を担います。

(2) 土地利用調整会議

緑の景観に関する関係部局による土地利用調整会議を常設するとともに、国、県等の公共工事については、関係機関及び地域関係団体等を交えた目的別景観協議会を設置し、総合的・一体的な緑の育成を進めます。

(3) 環境調整会議

一定規模以上の公共事業について事前調整・事後評価を行う環境調整会議で協議するとともに、重要案件については土地利用計画審議会及び地域協議会の意見を反映させることとします。

第4節 広域的な緑の育成

緑の育成は、広域的な取り組みが不可欠となるため、長野県及び下伊那地域景観協議会等と連携して取り組みます。

また、長野県の南の玄関口、三遠南信地域の北の玄関口として当地域にふさわしい緑の育成に努めます。これらは広域的な視点に立っても取り組みます。

第2編 緑の育成に関する事項

第1章 飯田市緑の基本計画（法定事項）

第1節 緑地の保全及び緑化の目標（法第4条第2項第1号関係）

市域景観の特徴である段丘の緑、寺社林、天竜川及びその支流の河川の緑、希少植物の群生している地域を保全地区として指定し保全するとともに、緑の少ない地区の緑化を進め、地域の特性に応じた緑豊かな都市環境の整備を進めます。

またリニア駅北東側一帯に広がる恒川遺跡群は、周辺の歴史・文化資源と一体となった保存・活用を図るため、公園としての整備を検討します。

第2節 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項（法第4条第2項第2号関係）

緑地は、その公益的機能の性格から日常的に市民との係わりが深いものです。したがって、その保全及び推進並びに維持又は管理については、市民との協働を基本とし、次のとおりとします。

1. 都市公園

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の基幹的な施設です。住民1人あたりの敷地面積 15 m²を目標に整備を進めます。

（1）飯田市の都市公園

飯田市の都市公園は、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園（風致公園）、その他都市緑地が指定されています。

都市公園は、都市における必要な公園等の機能に応じた適正な規模を、環境保全、レクリエーション、防災、景観の育成等の観点から適正に配置します。

＜住区基幹公園＞

① 街区公園（標準規模：0.25ha、誘致距離：250m）

街区内に居住する者の利用が主目的であり、土地区画整理事業が完了した地区を中心に整備がされています。身近で、子どもの遊び場など子育て環境に寄与しています。

② 近隣公園（標準規模：2.00ha、誘致距離：500m）

近隣に居住する者の利用が主目的であり、中央公園はイベントなどにも活用され、市民に親しまれています。

③ 地区公園（標準規模：4.00ha、誘致距離：1.0km）

徒歩圏内に居住する者の利用が主目的であり、松尾鈴岡公園（松尾城址、鈴岡城址）など周辺地区から多くの人々に親しまれています。扇町公園は、動物園が併設され市民に親しまれています。

＜都市基幹公園＞

④ 総合公園（おおむね 10ha 以上、誘致距離：市全域）

市域に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用が主目的であり、風越山麓公園や元善光寺公園が指定されています。

風越山麓公園（かざこし子どもの森公園）では、「おもしろ科学工房」が主催する理科実験ミュージアムなどが開催されており、広く市民に親しまれています。

⑤ 運動公園（おおむね 15ha 以上、誘致距離：市全域）

運動の用に供することが主目的であり、飯田運動公園（三日市場）が指定されています。野球、サッカー、弓道などのスポーツの場として、また夏は市民プールとして、市民に親し

まれています。

＜大規模公園＞

⑥ 広域公園（おおむね 50ha 以上、誘致距離：広域圏域）

市域を超える広域の人々を対象に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用が目的であり、売木村に南信州広域公園として整備されており、オートキャンプ場が設置され広域の人々に親しまれています。

＜特殊公園＞

⑦ 風致公園

風致の享受の用に供することが主目的であり、良好な自然的環境を形成している公園として、風越公園が整備されています。

＜都市緑地＞

⑧ 都市緑地

都市の自然環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るため、松川緑地が整備されレクリエーションの場として市民に親しまれています。

（２）都市公園の整備

都市公園施設の適切な維持管理による保全に努め、安全安心な公園運営を図るとともに、防災、環境保全、景観形成など、公園が持つ多様な効果を最大限に発揮できるよう整備を推進します。

＜グリーンインフラの推進＞

市民の Well-being 向上に向けて、既存のストックを有効活用し、緑の創出による景観形成や暑熱対策、雨水の貯留、浸透機能等を持つ施設として、グリーンインフラの多機能性を活かした整備を推進します。

また、県と連携して作成した「信州まちなかグリーンインフラ推進計画（飯田エリアビジョン）」に基づき、都市公園間や周辺の緑とのネットワーク化を推進し、歩きたくなる空間づくり、及び地域の資源を活かしたまちづくりに資する整備を行うとともに、災害時の避難地や防災拠点として活用するなど、グリーンインフラとしての機能が最大限発揮されるよう都市公園の整備、管理を推進します。

＜公園施設の老朽化対策＞

公園施設長寿命化計画に基づき、施設の計画的な補修、更新等を行うことで、コストの平準化を図ります。また遊具や樹木の点検を進め、安全性の確保に努めます。

＜多様な主体との協働や官民連携（PPP/PFI 等）＞

限られた資源の中で、都市公園の一層の利活用や質の向上、利用者の利便性向上を図るため、公園施設の公募設置管理制度（Park-PFI）等の活用を検討し、民間企業や NPO 法人、地域住民など様々な担い手との協同による整備、管理を検討します。

（３）都市計画公園の見直し

人口減少に対応したコンパクトなまちづくりの推進や、既存ストックの有効活用等の観点から、未着手又は未供用の区域を抱える都市計画公園については、現状での利用需要や当該公園に求められる機能を整理し、「飯田都市計画公園の見直し方針」（飯田市土地利用基本方針内に位置付け）に基づき、地元住民と協議のうえ、都市計画公園の見直しを行うこととします。

併せて、見直しの中では、公園の適切な維持管理を継続するために、既に整備済みの公園で都市公園の基準を満たすものについて、飯田市全体の公園配置、総量を考慮しつつ、都市公園への追加を検討します。

2. 都市公園以外の広場、緑地等における整備

都市公園以外の広場、緑地等については、その必要に応じて市民緑地などに指定し、適正な維持管理に努めます。なお、市民緑地などに指定されたものから、地域の「手づくり広場」としての整備を支援します。

3. 都市公園等の一覧

飯田都市計画 都市公園及び飯田市所管広場、緑地等は、次の表のとおりです。

飯田都市計画 都市公園一覧

街 区 公 園

令和8年4月1日現在

公 園 名	設 置	計画決定		開 設		都市公園名	番号
		年月日	面積(ha)	年月日	面積(ha)		
高羽 1 号公園	市	S53. 3. 24	0. 20	S54. 3. 31	0. 20		2.2. 1
高羽 2 号公園	〃	S53. 3. 24	0. 17	S55. 3. 31	0. 17		2.2. 2
今宮公園	〃	S43. 9. 26	0. 20	S46. 4. 1	0. 20		2.2. 3
大王路公園	〃	S31. 12. 17	0. 10	S46. 4. 1	0. 10		2.2. 4
江戸町公園	〃	S31. 12. 17	0. 20	S46. 4. 1 R 5. 4. 1	0. 10		2.2. 5
東栄公園	〃	S45. 7. 29	0. 20	S47. 4. 1	0. 20		2.2. 6
城東 1 号公園	〃	S43. 9. 26	0. 20	S44. 4. 1	0. 20		2.2. 7
丸山なかよし公園	〃	S62. 1. 22	0. 17	H14. 4. 1	0. 13	丸山 1 号公園	2.2. 8
上溝公園	〃	S46. 4. 8	0. 16	S47. 4. 1	0. 16		2.2. 9
弁天公園	〃	S42. 10. 5	0. 20	S46. 4. 1	0. 20		2.2.10
神明公園	〃	S45. 7. 29	0. 14	S46. 4. 1 R 5. 4. 1	0. 10		2.2.11
天竜峡公園	〃	S42. 10. 5	0. 20	S46. 4. 1	0. 20		2.2.12
砂弘公園	〃	S31. 12. 17	0. 18	未開設			2.2.13
宮の上公園	〃	S31. 12. 17	0. 30	未開設			2.2.14
浜井場公園	〃	S31. 12. 17	0. 37	未開設			2.2.15
箕瀬公園	〃	S31. 12. 17	0. 28	未開設			2.2.16
西鼎公園	〃	S43. 3. 10	0. 20	S43. 3. 30 H26. 11. 12	0. 20		2.2.17
城東 2 号公園	〃	S43. 9. 26	0. 30	S59. 4. 1	0. 30		2.2.18
城東 3 号公園	〃	S43. 9. 26	0. 20	S45. 4. 1 R 5. 4. 1	0. 19		2.2.19
丸山ふれあい公園	〃	S62. 1. 22	0. 12	H12. 4. 1	0. 12	丸山 2 号公園	2.2.20
かざこし公園	〃	S62. 1. 22	0. 36	H13. 6. 1 H17. 4. 5	0. 36	白山 1 号公園	2.2.21
白山みなみ公園	〃	S62. 1. 22	0. 12	H11. 7. 1	0. 12	白山 2 号公園	2.2.22
明公園	〃	S63. 10. 21	0. 18	H 4. 4. 1	0. 18		2.2.23
大井公園	〃	S63. 10. 21	0. 19	H 2. 4. 1	0. 19		2.2.24
育良公園	〃	S63. 10. 21	0. 18	H 4. 4. 1	0. 18		2.2.25
北方公園	〃	S63. 10. 21	0. 80	H 4. 4. 1	0. 80		2.2.26
羽場 1 号公園	〃	H 5. 12. 13	0. 10	H19. 4. 1	0. 10		2.2.27
羽場 2 号公園	〃	H 5. 12. 13	0. 12	H19. 4. 1	0. 12		2.2.28
街 区 公 園 計		28 箇所	6. 14	24 箇所	4. 82		

近 隣 公 園

公 園 名	設 置	計画決定		開 設		都市公園名	番号
		年月日	面積(ha)	年月日	面積(ha)		
東和公園・吾妻公園・ 多目的広場・ 中央広場・長姫公園	市	S34. 3. 31 H22. 7. 1	1. 80	S46. 4. 1 H25. 4. 1	1. 80	中央公園	3.3. 1
風越公園	〃	S53. 6. 29 R 7. 10. 27	1. 10	S55. 4. 17 R 7. 10. 27	0. 86		3.3. 2
滝の沢公園	〃	S40. 3. 19	1. 00	S46. 4. 1 S54. 4. 1	0. 50		3.2. 3
矢高中央公園	〃	S48. 10. 1	2. 50	S61. 4. 1	2. 20		3.3. 4
羽場セントラルパーク	〃	H 5. 12. 13	1. 20	H21. 4. 1 H22. 4. 1	1. 20	羽場公園	3.3. 5
近 隣 公 園 計		5箇所	7. 60	5箇所	6. 56		

地 区 公 園

扇町公園	市	S31. 5. 30 S48. 6. 25	4. 80	S46. 4. 1 S57. 10. 20	4. 40		4.4. 1
八幡公園	〃	S36. 3. 17	5. 50	S46. 4. 1	0. 80		4.4. 2
松尾城址公園・ 鈴岡城址公園	〃	S36. 3. 17 S53. 6. 29	11. 90	S46. 4. 1 H23. 7. 1	8. 71	松尾鈴岡公園	4.5. 3
地 区 公 園 計		3箇所	22. 20	3箇所	13. 91		

総 合 公 園

かざこし子どもの森公園・ 風越山麓公園・若葉公園	市	S28. 8. 5 H 4. 11. 30	37. 50	S46. 4. 1 H14. 4. 27	32. 20	風越山麓公園	5.5. 1
元善光寺公園	〃	S36. 3. 17 S55. 9. 22	19. 40	S47. 4. 1	1. 10		5.5. 2
総 合 公 園 計		2箇所	56. 90	2箇所	33. 30		

運 動 公 園

飯田運動公園	市 県	S56. 11. 30 H20. 6. 16	27. 70	H 1. 4. 1 H 7. 7. 15	14. 50		6.5. 1
--------	--------	---------------------------	--------	-------------------------	--------	--	--------

特 殊 公 園 （ 風 致 公 園 ）

妙琴公園・権助公園	市	S48. 6. 25	15. 50	S49. 4. 1 S50. 3. 31	13. 70	風越公園	7.5. 1
-----------	---	------------	--------	-------------------------	--------	------	--------

広 域 公 園

うるぎ星の森オート キャンプ場	県	H 2. 12. 13	53. 80	H11. 4. 17	53. 80	南信州広域公園 (売木村)	9.6. 1
--------------------	---	-------------	--------	------------	--------	------------------	--------

都 市 緑 地

松川緑地	市	S54. 3. 12	2. 70	S61. 4. 1 H 6. 3. 31	2. 70		1
------	---	------------	-------	-------------------------	-------	--	---

都 市 公 園 計		42箇所	192. 54	38箇所	143. 29		
-----------	--	------	---------	------	---------	--	--

注) 年月日が2段書きのものは当初と最終を表示

飯田市所管広場、緑地等一覧（都市公園を除く）

児 童 遊 園

令和8年4月1日現在

番号	施設名	設置		面積(m ²)	所在地	目標物
		主体	年月			
1	東中央児童遊園	市	S39. 3.	495.00	東中央通 3211-45	長姫モーター奥
2	浜井町児童遊園	〃	S39. 3.	454.15	浜井町 3456-7	上松病院下
3	天竜峡児童遊園	〃	S42. 3.	258.00	川路 4952-2 他	天竜峡駐車場横
4	三日市場児童遊園	〃	S45. 3.	693.00	三日市場 1055	清水医院横神社
5	上川路児童遊園	〃	S47. 3.	509.00	上川路 1002-4	考古資料館前
6	中村児童遊園	〃	S48. 3.	960.00	中村 1800-1	中村保育園下神社
7	宮ノ上児童遊園	〃	H7. 11.	3,528.00	宮ノ上 4680	溜池
8	大瀬木児童遊園	〃	S50. 3.	136.50	大瀬木 3924-9	大羽集会場
9	大堤児童遊園	〃	S51. 2.	1,590.00	座光寺 888-1	大堤団地
10	櫛平児童遊園	〃	S53. 3.	826.00	龍江 7635-1 他	櫛平集会場
11	下中村児童遊園	〃	S54. 3.	776.00	中村 2446-1	下中村観音堂
12	下虎岩児童遊園	〃	S55. 10.	600.00	下久堅下虎岩 2252-1	神社境内
13	東鼎児童遊園	〃	S42. 2.	671.00	鼎東鼎 295	東鼎公民館
14	下山児童遊園	〃	S59. 4.	165.00	鼎下山 832-1	下山福祉センター
15	上茶屋児童遊園	〃	S59. 4.	363.83	鼎上茶屋 3458-1	上茶屋公民館
16	中河原児童遊園	〃	H6. 4.	230.00	座光寺 5509	座光寺消防署東
17	桜瀬児童遊園	〃	S51. .	1,648.00	鼎切石 4830-16	中央道松川高架下
児 童 遊 園 計			17箇所	13,903.48		

農 村 公 園

1	山田農村公園	市		2,528.00	上郷黒田 3935-1	山田体育館下
2	丹保農村公園	〃		2,178.00	上郷飯沼 973	国道 153 号飯沼歩道橋から東へ 500m
3	伊豆奈農村公園	〃		5,474.69	鼎名古熊 1123-3	名古熊池田集会所から西へ 200m
農 村 公 園 計			3箇所	10,180.69		

その他公園、広場、緑地

令和8年4月1日現在

番号	施設名	設置		面積 (㎡)	所在地	目標物
		主体	年月			
1	万寿山公園	市		18,500.00	桐林 1461-19	国道151号桐林交差点から400m山側
2	井下公園	〃		1,803.00	上飯田 2115-2	中央道松川高架下
3	天竜川親水公園	〃		42,308.70		下虎岩 弁天橋下流右岸
4	駅西広場	〃		1,400.00	高羽町 1丁目 9	飯田駅裏
5	並木通りポケットパーク	〃			吾妻町 100-2	吾妻町ラウンジアバウト
6	アイパーク	〃		1,870.00	上飯田 5259-12	J R飯田駅西側
7	今宮緑地	〃			今宮町 4丁目 77	今宮球場下
8	東野緑地	〃			東和町 2丁目 73-3	シルクホテル向かい
9	高羽緑地	〃			高羽町 1丁目 49	駅西駐車場横
10	御蔵緑地	〃		477.00	本町 4丁目 1234-1	御蔵公会堂横
11	水の手緑地(扇町公園内)	〃			扇町 35-1	橋南公民館下
12	追手町緑地	〃			追手町 2丁目 150-1	飯伊森林組合向かい
13	糸へい緑地	〃			大王路 1丁目 1-2	飯田警察署横
14	富士山緑地	〃			江戸浜町 3677-13	富士山稲荷神社下
15	東鼎緑地	〃			鼎東鼎 94-23	新飯田橋
16	りんごの里緑地	〃			育良町 1丁目 137	インター出口
17	育良町緑地	〃			育良町 2丁目 131	育良町中央信号付近
18	太宰公園	〃		54.03	中央通り 3丁目 5-3	長野県労働金庫飯田支店横
19	座光寺ポケットパーク	〃		2,390.00	座光寺 1379-2	座光寺美女の溜池横
20	川路1号公園	〃		3,426.60	川路 7629・7628	川路下水処理場横
21	川路2号公園	〃		2,750.00	川路 7617	留々女沢川～南沢の間
22	川路3号公園	〃		3,200.44	川路 7521	川路駅前
23	大榎公園	〃		898.00	川路 7100	留々女沢川沿いニュー川路センター裏
24	川路水辺の楽校	〃		43,538.20	川路	かわらんべ前提外地
25	竜丘1号公園	〃		2,975.16	嶋 95	白井川沿い信濃食品裏
26	竜丘2号公園	〃		5,732.45	嶋 78	嶋集会所付近
27	竜丘水辺の楽校	〃		11,297.70	竜丘	時又港下流
28	川路・竜丘緑地	〃			嶋 171 他	天竜川右岸桜並木
29	天龍峡桜街道	〃			龍江 2501-2 他	市道龍江 30, 207 号線沿い
30	龍江水辺の楽校	〃		9,935.40	龍江	龍江マレット場下流
31	清水公園	〃	H16. 6. 11	3,439.45	松尾清水 4672-1 他 5 筆	水神橋西交差点南 220m
32	山本なかよし公園	国・市	H21. 4.	6,800.00		山本ジャンクション北側三日月部分
33	川路7区相生(あいのり)公園	市	H21. 4.	574.64	川路 4542-5 他 4 筆	県道天竜峡停線・大畑沢川角
34	上郷黒田公園	〃	H21. .		上郷黒田 1409-1	上郷黒田市営住宅横
35	名古熊展望公園	〃			名古熊 2273-1	名古熊神社前
36	上黒田遊園地	〃			上郷黒田 3334-1	上黒田八幡社前
37	城公園	〃	H27. 10. 31	3,600.00	松尾城 5155-1	松尾小学校横
38	かなえ中央公園	〃	R 6. 6. 5	2,480.19	鼎下茶屋 2242-1	鼎あかり保育園から北へ200m
その他公園計			38箇所			

街 路 樹（高木）の あ る 道 路

令和 8 年 4 月 1 日現在

番 号	街 路 名	代表樹種	距離(m)	場 所
1	大門今宮線	カツラ	1,350	大宮神社前から県道飯田南木曽線まで
2	文化会館線	イチョウ	580	シルクホテル角から文化会館前まで
3	駅西線	イチョウ	220	駅裏から大門今宮線まで
4	高羽東線	イチョウ	775	東中学校前から松洞川まで
5	高羽丸山線	サクラ	140	丸山小学校前
6	飯田桜町駅線	ハナミズキ	450	シルクホテル前から桜町 2 丁目まで
7	林檎並木大宮線	リンゴ、サクラ	780	動物園から大宮神社まで
8	伝馬町銀座線	プラタナス	320	伝馬町 1, 2 丁目
9	通り町主税町線	イチョウ・キンモクセイ	850	県合庁から通り町 4 丁目まで
10	江戸町城東線	ヤナギ	1,060	伝馬町交差点から加賀沢橋まで
11	飯田下山線	ハナミズキ	600	県道青木東郷交差点から常盤台、アップルロード交差点から祝沢線まで
12	羽場大瀬木線	トウカエデ	800	北方区画整理内
	〃	ムサシノケヤキ	550	丸山羽場第 2 地区土地区画整理内
13	熊野殿岡線	カツラ	800	運動公園通りから中央道まで
	〃	ハナミズキ・ナツツギ	450	中央道から国道 153 号線まで
14	五郎田線	カツラ	150	国道 153 号線上郷北条交差点から県道飯島飯田線まで
15	知久町妙琴線	ヤマモミジ	440	白山通り松栄サイクルから羽場公民館上中央道まで
16	市道飯田 508.509.510 号線	サクラ	544	丸山小横王竜寺川沿い
17	市道飯田 23 号線	トウカエデ	160	桜並木から警察署入口交差点まで
18	西ノ原中道線	イチョウ	170	国道 256 号線から羽場大瀬木線まで (メガテン前)
19	市道伊賀良 538 号線	トウカエデ	210	羽場大瀬木線から北方公園まで
20	市道伊賀良 551 号線	ヤナギ	200	北方区画整理、大井川沿い
21	市道県 362 号線	イチョウ	206	アップルロードから市立病院まで
22	市道県 111 号線	カツラ	100	下山線から市立病院まで
23	吉政一色線	サクラ	100	県小学校東
24	かえでアンサンプルロード	ノムラモミジ	790	上郷 2 号線 山田体育館前から野底川 (もみじ橋) まで
25	市道竜丘 297 号線	イチョウ	250	竜丘 1 号公園上
街 路 計		25 路線	13,045	

4. 一般事項

(1) 緑地の保全及び緑化の推進に関する制度の活用

緑地の保全及び緑化の推進にあたっては、地域の特性や規模その他の事情を考慮し、地域それぞれの需要と役割に応じて、緑地保全配慮地区又は緑化推進重点地区の手法を用いるとともに、その管理については、市民緑地として指定し、市民に開放するとともに、緑地管理機構を育成しその管理について協力を求めます。

(2) 緑地の保全制度における指定の基準

緑地の保全については次の基準によって、その目的に応じて緑地保全配慮地区に指定します。

- ① 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- ② 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- ③ 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
 - ア 風致又は景観が優れていること。
 - イ 動植物の生息又は生育地として適正に保全する必要があること。
 - ウ 市民の健康の増進に資するものであること。

5. 緑地保全配慮地区

地域緑の計画に基づき点在して残されている貴重な寺社や段丘の緑その他の緑地について、土地所有者と協議して、緩やかな保全の施策として指定し、その保全に努めます。また、その指定の目的に応じて市民開放します。

6. 緑化地域

土地利用基本方針に基づき緑地が不足する地域の緑を創出するため、必要に応じて指定（都市計画決定）し、緑豊かな都市景観を育成します。

7. 緑化推進重点地区

用途地域※又は用途地域外を問わず、地域緑の計画に基づき緑地が不足する地域の緑を創出するため、その目的に応じて、緩やかな緑化推進施策として定めます。

この地区の指定に際しては、位置及び区域のほか、建築物の緑化施設※の面積の敷地面積の割合（緑化率）の最低限度を定めます。

※ 「用途地域（ようちいき）」とは：都市計画区域内で建築物の用途の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業などの市街地の形成を図るものです。

※ 「建築物の緑化施設」とは：植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいいます。

8. 市民緑地

地域に必要な緑を確保するため、300 ㎡以上の一団の土地の区域について、その必要に応じて土地所有者と市民緑地契約を締結し、市民緑地に指定します。また、必要に応じて市民緑地を利用する住民の利便のための必要な施設を整備します。

第2章 その他の緑の育成の施策

第1節 緑の育成

1. 良好な緑の育成に関する方針

緑の育成に関する方針は、第1編の緑の基本計画に関する基本的事項のほか、次のとおりとします。

(1) 景観重要公共施設

景観法の景観重要公共施設※を指定するにあたっては、その目的に応じて、緑地の保全及び緑化の推進に関する事項を定め、その公共施設の整備と保全を進めます。

※ 「景観重要公共施設」とは：景観上重要な道路、河川、公園などの公共施設の管理者の同意を得て、その整備に関する事項を景観計画に位置づけたものです。管理者は、この計画に基づき整備を行うこととなります。

(2) 景観協議会

景観法第15条の規定に基づく景観協議会は、緑の育成に重要な役割を担うことから、その必要に応じて次の目的別に協議会を設置し、多様な主体の参加を得て、緑地の保全及び緑化の推進に関する事項を協議します。

- ① 飯田市景観協議会：市域に1機関設置して、市域全域又は地域を超えた広域における緑の育成を担います。
- ② 地域景観協議会：地域ごとに設置し、地域緑の計画の策定等地域の特性や個性に応じた緑の育成を担います。
- ③ 目的別景観協議会：景観重要公共施設の指定やその整備に関する事項の策定など目的別の緑の育成を担います。

(3) 景観重要建造物

景観重要建造物として指定された建造物と一体となって景観を形成している樹林帯にあつては、緑地保全配慮地区等に指定し景観重要建造物と一体となった保全に努めます。

(4) 景観重要樹木

緑地の保全制度のほか、地域の景観上の特徴を構成している樹木は、景観計画に基づき景観重要樹木として指定します。

(5) 緑地協定

緑地協定は、地域の個性や特性に応じた緑の育成を進めるうえで最も有効な手段であることから、その締結について支援し、情報の開示・共有化を進めます。締結にあたっては、景観協定及び景観育成住民協定と一体として取り組みます。

(6) 緑地管理機構

緑地管理機構は、緑に関する専門家の育成及び指導を行うほか、法第69条の規定に基づく業務を行い、地域の緑の育成を支援するため、地域に根ざした緑地管理機構の育成と支援に努めます。

2. 緑地保全配慮地区

(1) 届出対象行為

- ・ 緑地保全地域に準じて届出制度を景観条例において制度化します。
- ・ 届出事項は、緑地保全地域より緩やかなものとし、緑地の実情に応じて定めます。

(2) 行為の制限

- ・ 緑地保全地域に準じて行為の制限を定めますが、緩やかな制限とします。
- ・ 届出に対し、勧告の制度として緩やかな規制誘導とし、緑地の実情に応じて定めます。

3. 緑化推進重点地区

(1) 届出対象行為

- ・緑化地域に準じて届出制度を景観条例において制度化します。
- ・届出事項は、地域緑の計画に基づき、地域の特性及び個性に応じて定めます。

(2) 行為の制限

- ・緑化地域に準じて行為の制限を定めますが、緩やかな制限とします。
- ・届出に対し、勧告の制度として緩やかな規制誘導とします。

4. 屋外広告物法に基づく規制・誘導

緑地保全配慮地区等について、必要に応じて屋外広告物禁止地域若しくは許可地域又は景観育成特定地区に指定し、広告物等の規制を行うことにより、緑の景観を保全します。

第2節 その他の緑の育成

1. 農用地等の緑の保全

農用地は、市域全体の約 5.0%を占めていますが、今後も減少傾向が予想されます。しかし、農用地等は、農業生産の基盤や地域の食料生産の場であるとともに、国土保全、水源涵養、自然環境の保全や景観の形成、災害の抑制など多面的機能を有しており、それらの機能が十分に発揮されるよう次のとおり進めます。

(1) 農用地等の緑の保全

農業振興地域の整備に関する法律に基づく飯田農業振興地域整備計画により農用地等を整備し保全します。

(2) 景観計画等

農用地等の緑については、景観法令に基づく制度を活用し、景観計画や景観農業振興地域整備計画を定めるなどして、景観と調和した営農環境の確保を図るとともに、ふるさとの風景を保全します。

(3) 農業用施設

ため池、農業用水路その他の農業用施設で、緑の保全などに重要な施設については、緑地保全配慮地区などに指定し、その保全と整備に努めます。

(4) 市民農園

農用地の緑は、関係法令その他の制度を活用し、必要なものについては、市民農園としての利用も図ります。

(5) 緑の育成協議会

農地、里山、森林等の緑地を保全するため、農林漁業を営む者や市民農園認定開設者とまちづくり委員会等などが、緑の育成協議会を組織できるよう仕組みを整備します。この協議会は、市民の健康の増進、域産域消の推進、都市と農村の交流促進、及び地域の農林漁業の振興のために必要な協議を行います。地域の活性化や情報発信等を組織的に取り組めるよう支援します。

2. 森林の緑

森林は、市域全体の約 84%を占めており、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、保健休養の場の提供など多面的機能を持続的に発揮させることが重要です。

また、市民、NPOや企業など多様な主体による森林づくりや、山村地域と都市との連携によ

る里山活用の促進、様々な体験を行う森林環境教育の充実等が求められています。

そのため、森林整備計画に基づき森林の保全、整備を行うほか、必要に応じてその他の制度も活用して、次のとおり施策を推進します。

(1) 市民の森

市民に親しまれている里山は、その必要に応じて、保健機能森林に準じて、市民の森として指定し、保健・レクリエーションの場として市民に開放します。また、必要に応じて森林資源を市民に解放し、管理する団体を組織して管理します。

(2) 遊歩道等

里山の保全や整備にあわせて、森林が市民の憩いの場となるよう遊歩道や散策道路などの整備を推進します。

(3) 地域森林計画の対象とする森林

飯田市森林整備計画で定める伐採・造林・保育等の取り扱い方法で特に景観に留意する事項がある場合は、景観計画に即して飯田市森林整備計画の変更を行い、適正な整備と保全により公益的機能の維持増進を図ります。また、それに基づき市民の重要な保健機能森林や公衆の保健としての保安林の指定を目指します。

3. 自然環境の保全地域等の緑

市域には、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域はありませんが、長野県自然環境保全条例に基づき開善寺（昭和 58 年）、大平宿（昭和 62 年）、野底山（平成 9 年）が郷土環境保全地域に指定されています。また、昭和 48 年に飯田市環境保全条例に基づき竜東及び竜西地域の一部、昭和 59 年に大平地区が自然環境保全地区に指定されています。

自然環境の保全地域や地区は、県条例、市の環境保全条例、土地利用基本条例、景観条例、緑の育成条例など活用し、関係者の協力のもと緑の一体的な整備と保全を図ります。

4. 水面、河川、水路の緑

水面・河川・水路は、市域全体の約 1.0%を占めています。小川や水路から自然が失われ、小動物も姿を消しつつありましたが、近年は、多自然型工法の導入、農業集落排水施設の整備や減農薬農業などにより、一部ではホタルやメダカなどが帰ってきています。

水辺の緑として沢城湖をはじめとしたため池や沼などの水面、天竜川及びその支流の河川並びに農業用水路等は、様々な動植物の生息の場、潤いと安らぎをもたらす空間や景観の形成、学習やレクリエーションの場、防災などの多様な機能を有しています。

これらの機能向上のため重要なものについては、施設管理者との協議の上、緑地保全配慮地区の指定や景観の制度を活用した緑の一体的な整備を推進します。

第3章 都市計画区域外における緑の育成

都市緑地法に規定されている本編第1章、第2章の事項の制度に準じて、次のとおり都市計画区域外における緑地の保全及び緑化の推進を進めます。その他共通する事項については、市全域に適用します。

1. 準緑地保全配慮地区

緑地保全配慮地区に準じた運用を行ないます。

2. 準緑化推進重点地区

緑化推進重点地区に準じた運用を行ないます。

3. 市民緑地

都市計画区域外について条例で市民緑地を制度化します。

地域に必要な緑を確保する市民緑地は、300 m²以上の一団の土地の区域について、必要に応じ、土地所有者と市民緑地契約を締結し、指定します。また、市民緑地を利用する住民の利便のための必要な施設の整備を支援します。

第3編 緑の育成の方策

1. 地域の活動主体の支援

(1) まちづくり委員会等との連携

- ・まちづくり委員会等は、地域の緑の育成の中心的役割を担うものとします。
- ・まちづくり委員会等は、必要により、景観専門部会等を組織することができるものとします。
- ・まちづくり委員会等は、緑の育成について、条例で定めるところにより、緑の基本計画の策定又は変更等の提案ができることとします。

(2) 景観育成住民協定

- ・長野県景観条例に基づく景観育成住民協定は、地域の特性や個性に応じた緑の育成を進めるうえで最も有効な手段であることから、その締結と活動について支援します。
- ・飯伊景観形成住民協定地区連絡協議会に参加し、情報の共有化と緑の育成の研究を行います。
- ・これから締結しようとする地域については、必要に応じて専門家や締結地区の役員を派遣し、協定の締結を支援します。

(3) 認定団体

- ・緑の育成の活動を行う団体を、景観育成団体として認定し、その活動を支援します。
- ・認定団体の情報を開示し、活動の情報を共有化します。

(4) 緑地管理機構

- ・緑地管理機構は、専門家の育成、情報の提供、相談、管理協定に基づく協定等地域活動を側面から支援する有効な組織であることから、その育成及び支援に努めます。

(5) NPOと認定団体等協議会

- ・NPOは、緑の育成その他の地域活動を主体的に行ううえで有効な組織であることからその育成・支援に努めます。
- ・認定団体等協議会を、必要により組織し、情報の共有化、人材のネットワークを構築します。

2. 情報の開示と一体的な取組

個人情報の取扱いに配慮しつつ情報を開示し共有化することであらゆる団体の一体的な活動を支援します。

(1) 届出情報の概要開示

- ・届出及び通知に係る書類の閲覧ができる制度を条例に規定し、届出行為の情報開示を図ります。
- ・届出行為の概要を地域協議会に通知するとともに、必要に応じて届出行為の概要を開示し、情報の共有化を図ります。
- ・積極的に緑の育成を進める景観育成特定地区については、行為を行う土地に標識の設置を義務づけることとします。

(2) その他の情報開示

- ・緑の基本計画の策定又は変更にあたっては、公聴会の開催、縦覧その他の方法により情報を開示し、情報の共有化を図ります。
- ・住民協定、認定団体、保全地区等その他の緑の育成の情報について開示し、情報の共有化を図ります。

3. 希少植物の群生調査と指定

(1) 希少植物の群生調査と指定

市民の参加により、希少植物の群生について調査し、緑地保全配慮地区又は準緑地保全配慮地区等の指定を進めます。

(2) 資源の活用

緑の資源の情報を共有化し、その活用について研究します。

4. 市民参加

(1) 市民緑地

市民緑地の管理を市民参加により進めます。その際は、NPOの取得又は運営委員会の組織化を進めます。

(2) 提案制度

緑の基本計画の策定又は変更、各種制度に提案制度を設け、市民が容易に緑の育成に参加できることとします。

5. 普及・啓発

(1) 講演会等

- ・緑の育成の普及・啓発を進めるため、必要に応じて講演会等の開催を行います。
- ・学校、地域活動等あらゆる機会をとらえて、緑の啓発活動に努めます。

(2) 視察と交流及び顕彰

- ・活動団体による先進地の視察と交流を進め、先進地に学びます。
- ・緑の育成に功績のあった個人、団体、地域等の表彰を行い、その取り組みを公表します。

(3) 広報活動

市の広報やホームページ等を活用して情報開示、広報活動を行います。

6. 専門家の活用と人材の育成

(1) 人材育成

緑の育成には、これに関わる人々の育成が重要なことから、講演会の開催、地域社会での活動等に専門家を派遣する等の事業により人材を育成します。

(2) 地域派遣

緑の育成の専門家を必要に応じて地域に派遣し、地域の緑の育成の取り組みを支援するとともに、地域の人材を育成します。

(3) 人材登録

- ・緑に関する人材及び団体を育成し、その登録制度を設けます。
- ・派遣の要請に応じて人材を派遣します。

7. 土地利用計画審議会

緑の育成の重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため土地利用計画審議会を設置します。

8. 緑の育成のための総合的な制度の運用

(1) 役割分担

緑に係る要素は、多種多様であることから、景観法に基づく各種制度を総合的に活用するとともに、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律及び森林法に基づく各種制度その他の法に基づく各種制度との適正な役割分担により総合的・一体的な緑の育成を推進します。

(2) 緑に関する土地利用調整会議

緑に関する行政には、景観部局、公共施設部局、都市計画部局、農政部局、林務部局、自然環境部局、観光部局その他の部局の一体的な連携が不可欠なことから、関係部局による土地利用調整会議を常設して総合的・一体的な緑に関する施策を進めます。

第4編 地域緑の計画

地域緑の計画は、緑の基本計画の地域別計画として位置づけ、随時、地域の合意形成により計画を策定し、この編に追加します。

第1章 松尾地区

1 地域緑の計画の名称

松尾地域緑の計画

2 地域緑の計画の土地の区域

松尾地区全域

3 緑地の保全及び緑化の推進の目標

天竜川、松川、毛賀沢川等の河川、太郎井、九十九折井等の井水、今も湧き出ている湧水、久井から毛賀まで続く杜の緑などの先人から大切に受け継がれてきた水と緑を守り、財産として未来の子供たちに残すことを目標とします。

特に地域の緑のシンボルである段丘崖の緑（グリーンベルト）を保全します。

4 緑地の保全及び緑化の推進の方針

①基本的な方針

グリーンベルトは、松尾地区のみならず飯田市における景観の特徴であり、市街地に残されたわずかな緑です。

南北につながるその緑は、一帯であるものの場所ごとに特色が異なり、様々な地域との関わりを有しています。

また、この緑は、崖崩れの防止や、地域住民の憩いや健康づくりの場、動植物の生息地などとしての機能を持ち、防災やレクリエーション、環境などの面からもこの地域にとって重要な役割を担っています。

先人から大切に受け継がれてきた緑を守り、財産として未来の子供たちに残していくためにも、地域住民が主体となった取り組みが必要です。

次に掲げる地区における検討課題を地域住民と一緒に検討し、その取り組みを支援します。

- (1) グリーンベルトの地域特性を踏まえて4つの区域に分け、区域ごとに緑の保全のあり方や手法等を検討します。この検討にあたっては、以下の点を考慮します。
 - ① 急傾斜であることから土砂崩落などの災害を防ぐこと。
 - ② 地域資源である史跡や井水などを活かしながら、森林浴や健康増進、自然学習、史跡散策などに活用すること。
- (2) 地域住民ひとりひとりが関心を持ち、参加可能な保全活動には、積極的に参加していくことが必要なため、地域の「緑を守り育てる」行動を定常的に行える組織づくり・あり方を検討します。
- (3) グリーンベルトの保全や管理への地域としての関わり方などを整理し、それらに沿って緑を守り育むためのルールづくりや開発等の制限を検討します。
- (4) 緑の保全についての重要性を地域住民の方々に対して、より理解を深めてもらうための活動をします。

またこの地域特有の景観、防災、環境といった緑の持つ多様な機能を将来にわたりグリーンベルトとして保全するために、4つの区域の特色にあった制度やルールを検討します。